

写

高松市告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり高松市都市計画公聴会を開催します。

令和8年4月22日

高松市長 大西秀人

1 開催の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月29日（月）午後1時30分から

(2) 場所 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所本庁舎11階114会議室

2 意見を聴こうとする都市計画の案

- ・ 高松広域都市計画用途地域の変更について
- ・ 高松広域都市計画特定用途制限地域の変更について

案の概要及び参考図は、高松市都市整備局都市計画課において公述申出の期限まで閲覧に供します。

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする場合は、令和8年5月11日（月）から同月25日（月）までに、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を、高松市都市整備局都市計画課に備え置く公述申出書の用紙に記載し、同課へ提出してください。ただし、郵送により提出する場合は、同日までの消印があるものに限り有効とします。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止します。